

奈良県告示第七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、平岡土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十八年六月三日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事	吉川 和良	葛城市平岡二七五
〃	岡本 雄嗣	〃 七九一
〃	中川 善司	〃 二六四
〃	阪本 嘉須彦	〃 五三四一四
〃	中川 善己	〃 七〇〇
〃	森本 守治	〃 二九八一二
監事	中谷 賢一	〃 四八〇
〃	森本 久則	〃 七五―五

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事	森本 守治	葛城市平岡二九八一二
〃	岡本 雄嗣	〃 七九一
〃	中川 善司	〃 二六四
〃	阪本 嘉須彦	〃 五三四一四
〃	中川 善己	〃 七〇〇
〃	吉井 修	〃 三一―二
監事	中谷 賢一	〃 四八〇
〃	森本 久則	〃 七五―五